

学校法人聖路加国際大学における公的研究費使用に関する行動規範

平成27年4月1日

研究センター長

学校法人聖路加国際大学（以下「法人」という。）の公正な研究等の遂行を確保・充実していくためには、公的研究費(※注)を使用する法人の研究者等とこれを支援する者（常勤職員、非常勤職員及び学生等の身分を問わない。）（以下「研究者等」という。）が、公的研究費の適正な執行管理に努め、自らの行動を律することが重要である。

研究者等は、社会からの信頼と負託を損なうことなく、社会的貢献を果たさなければならない。その自覚の下に、基準となるべき「行動規範」を定め、一人ひとりがこれを実践するものとする。

1. 研究者等は、公的研究費は貴重な公的な資金であることを認識し、国民の疑義を招くことのないよう、健全かつ公正な運用に細心の注意を払いつつ、使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、法人におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、行動しなければならない。
3. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する関係法令や法人が定める規程及び使用ルールを遵守し、それらの知識習得、理解に努めなければならない。
4. 公的研究費の配分を受ける研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を遅滞なく、かつ適正に執行しなければならない。
5. 公的研究費の事務を担当する職員等は、研究者の研究活動の特性を理解し、公的研究費の事務処理を適正に行わなければならない。
6. 研究者等は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
7. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
8. 公的研究費に関する制度・ルール・事務処理手続きの不明点については、相談窓口(研究事

務室)に相談すること。

(※注) ここでいう「公的研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」で示されている国や独立行政法人（他府省を含む）から交付される研究費の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究活動に使用した資金（学内研究費）も全て含む。

附則

この行動規範の改廃にあたっては、常任理事会の議を経て理事長の承認を得るものとする。